



ルールを守り安全に 自転車を利用しましょう

* 自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「軽車両」であり、車道通行が原則です。

ただし、次の場合は歩道を通行することができます。

- ・ 「歩道通行可」の標識（右図）等があるとき
- ・ 運転者が児童、幼児、70歳以上の高齢者、身体障がい者であるとき
- ・ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないとき



2. 車道は左側を通行

車道を走る際は、道路の左端を通行しましょう。

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに止まれる速度で走行しましょう。

歩行者の通行を妨げてはいけません。

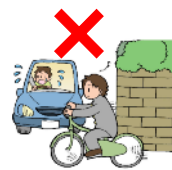
4. 安全ルールを守る



夜間はライト点灯！



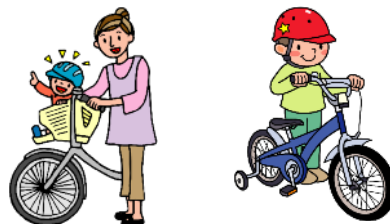
信号を守る！



交差点での
一時停止と安全確認！

5. 子どもはヘルメットを着用

児童、幼児を自転車に乗せる際には、ヘルメットを着用させましょう。



*** こんな運転も止めましょう。**

- ・ 携帯電話等を使用しながらの運転
- ・ 傘差しなど視野を妨げたり、安定を失う方法での運転



- ・ イヤホン等を使用し大音量で音楽等を聴きながらの運転

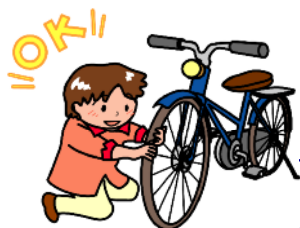


*** 幼児二人を同乗させる時は？**

基準に適合した「幼児二人同乗用自転車」を使用する場合に限り、幼児の2人同乗が認められています。



基準に適合した自転車には「BAA マーク」や「SG マーク」等に「幼児二人同乗基準適合車」等の表示がされています。



自転車の点検をしましょう！

自転車を安全に乗るために、常に点検をして、自転車の各部の機能が完全に動くようにしておきましょう